

非常勤職員を募集します！

職種	事務補助嘱託員	栄養士嘱託員	学校給食センター調理嘱託員
勤務場所	本庁・社会福祉課	本渡学校給食センター	河浦学校給食センター
予定人員	各1人		
業務内容	事務補助やパソコンを使ったデータ入力	栄養士補助	給食調理補助
応募資格	パソコン操作（文書作成や表計算など）ができる人。	栄養士の資格を持っている人または4月1日までに取得見込みの人。	健康で体力に自信のある人。
雇用期間	4月1日から平成25年3月31日まで		
勤務時間	月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の週29時間。	週29時間（月～金曜日〔祝日、年末年始を除く〕までの週5日勤務）。	
報酬（月額）	10万3,800円	11万1,000円	時給 883円
試験内容	面接		
試験日程	3月22日（土）午前10時から市役所本庁・面談室	後日通知します。	
申込期限	3月15日（土）（必着）	3月8日（土）（必着）	
申込方法	市販の履歴書に必要事項を記入し、郵送または持参してください。 ※栄養士嘱託員は資格免許状の写しを添付。		
申し込み・問い合わせ先	〒863-8631 （郵送の場合は住所記載不要） 天草市役所・社会福祉課障がい福祉係（内線1181）	〒863-0043 市内亀場町亀川99 本渡学校給食センター ☎233942	〒863-1215 市内河浦町白木河内175-50 河浦学校給食センター ☎761400

春季全国火災予防運動 3月1日（木）～同7日（水）

『消したはず 決めつけしないで もう一度』

これから火災が起こりやすい時季になりますので、次の7つのポイントを守り、住宅の火災予防に努めましょう。

「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対しない。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器（平成23年6月から義務化）を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



【問い合わせ先】 本庁・防災交通課防災消防係（内線1232）

「子ども手当」の申請は3月30日（金）まで！

平成23年10月からの子ども手当の受給にあたっては、これまでで受給していた人も含め、支給要件に該当するすべての人の申請が必要です。

まだ申請が済んでいない人は、本庁・子育て支援課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所・総務市民課で、必要書類を持参のうえ早めに申請してください。

※3月30日（金）までに申請がない場合は、平成23年10月までさかのぼった支給が受けられなくなります。

▼受付期間 11月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（祝日を除く）。

※詳細は本庁・子育て支援課子ども福祉係（内線1175）へお尋ねください。

「建築確認申請」などの窓口を変更します

市の特定行政庁移行に伴い、4月2日（土）から天草市管内の建築確認申請などの窓口

が、天草市役所・建築住宅課へ変更になります。

※詳細は本庁（別館）・建築住宅課建築係（内線2624）へお尋ねください。

軽自動車の廃車・名義変更について

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車や原動機付自転車などを所有している人に課税されます。すでに廃棄または譲渡した車両でも、手続きをしないと引き続き平成24年度の軽自動車税が課税されますので、3月中に廃車・名義変更の手続きをしてください。

なお、天草自動車協会（浜崎町）で手続きをする場合（手数料が必要）は、3月29日（土）までに申請してください。

※詳細は、125cc以下の原付・小型特殊自動車は本庁・市民税課諸税係（内線1141）、125ccを超える二輪・軽自動車は天草自動車協会 ☎235188 へお尋ねください。

市税・保険料の納付は、口座振替が便利です！

市税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付には、便利で安心な口座振替をお勧めします。口座振替は、定められた日に自動的に預貯金口座から振り替えて納付できますので、支払いに行く手間も省け、納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご利用ください。

なお、残高不足などの理由で口座振替ができなかったときは、納期限後に口座へ入金しても再度の引き落としはできませんので、後日送付する納付書により、取扱金融機関などの窓口で納付してください。

- ※振替日は、各納期月の末日です。ただし、12月は28日です。振替日が休日の場合は、その翌営業日に振り替えます。
- ※過年度分をさかのぼって課税された場合は、口座振替ができません。
- ※口座振替の場合は、年度末に一括して領収済通知書を発送しています（毎期別に領収済通知書が必要な人は、本庁・納税課までご連絡ください）。ただし、軽自動車税の領収済通知書兼車検用納税証明書は、6月の発送になります。

また、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したときは、新たに取扱金融機関で口座振替の申し込み手続きが必要です。今まで国民健康保険税を口座振替により納付していても、申し込みをしなければ、後期高齢者医療保険料の納付が口座振替に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

■手続き方法＝預貯金通帳、通帳届出印、納税（入）通知書を持参し、取扱金融機関（下参照）に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、同所へ提出してください。

なお、金融機関と市役所の登録が済みしだい、「口座振替開始通知書」を送付しますので、具体的な口座振替の開始時期はこの通知書でご確認ください。

《取扱金融機関》

肥後銀行、熊本ファミリー銀行、九州労働金庫、熊本県信用組合、天草信用金庫、本渡五和農協、あまくさ農協、天草漁協、ゆうちょ銀行の各本・支店（所）。

【問い合わせ先】 本庁・納税課収納係（内線1112）